

主な木材製品の概要

木材製品	イメージ	主な用途	国内との競合品
合板(※)		PB、OSB、MDF、ブロックボード、LVLと同じ	国産合板
OSB (オリエンテッド・ストランド・ボード (Oriented Strand Board)。薄い木材の小片を何層にも重ねて作られたボードであり、住宅の屋根、壁、床の下地として使用される。構造用パネルとも呼ばれる。)		住宅・大規模木造建築物の屋根、壁及び床の下地材	国産合板
パーティクルボード		家具用(組立家具、キャビネット等)、建築用(床や壁などの下地材等)	国産合板
SPF製材 (トウヒ属・マツ属・モミ属 (Spruce、Pine、Fir) の製材。)		住宅資材(ツーバイフォー工法用枠組材)	国産製材
LVL (ラミネーテッド・ベニア・ランバー (Laminated Veneer Lumber、単板積層材)。2～4mm程度の単板を数層から数十層、繊維方向を平行にして積層、密着したもの。)		家具の芯材、間柱、梱包用など	国産合板、 国産製材
造作用集成材		階段、壁面、カウンター、床材など	国産集成材
ブロックボード		ドア、収納、扉など	国産合板
フリー板		階段、壁面、カウンター、床材など	国産集成材
さねはぎ加工		床材、壁面など	国産製材
MDF (ミディアム・デンシティ・ファイバー・ボード (Medium Density Fiberboard、中密度繊維板)。木質繊維を原料とするボードで、住宅の壁や家具、造作材)		壁面、家具、造作材など	国産合板
その他建築用木工品 (CLT) (クロス・ラミネーテッド・ティンバー (Cross Laminated Timber、直交集成板)。ひき板を並べた層を、板の方向が層ごとに直交するように重ねて接着した大判のパネル。)		柱、梁、桁など、構造物の耐力部材	国産CLT

※ 合板には、熱帯木材合板(14種)、熱帯木材合板(その他)、針葉樹合板、広葉樹合板の4種類がある。それぞれの定義は以下のとおり。熱帯木材合板(14種)は、ダークレッドラワン、ライトレッドメランチ、ホワイトラワン、マホガニー等の14種の熱帯木材を原料としたもの。熱帯木材合板(その他)は、熱帯木材合板(14種)を除く熱帯木材を原料としたもの。針葉樹合板は、針葉樹を原料としたもの。広葉樹合板は、熱帯木材を除く広葉樹を原料としたもの。

出典:「林業・木材産業分野におけるTPP対策」(抜粋)、平成28年3月、農林水産省HP

林産物のセーフガードの概要

対象国	対象品目	存続期間	発動数量	2013年 輸入実績
マレーシア	熱帯産木材合板	15年間(*)	1年目:1,044.0千m ³ →15年目:1,336.0千m ³ (年増加量 20.9千m ³ (1~15年目) 31.3千m ³ (16年目以降))	1,039千m ³
	広葉樹合板	15年間(*)	1年目:616.0千m ³ →15年目:788.2千m ³ (年増加量 12.3千m ³ (1~15年目) 18.5千m ³ (16年目以降))	520千m ³
カナダ	針葉樹合板	15年間(*)	1年目:7.0千m ³ →15年目:8.4千m ³ (年増加量 0.1千m ³ (1~15年目) 0.1千m ³ (16年目以降))	6.3千m ³
	SPF製材	15年間(*)	1年目:1,573.0千m ³ →15年目:2,014.0千m ³ (年増加量 31.5千m ³ (1~15年目) 31.5千m ³ (16年目以降))	1,573千m ³
	OSB、パーティクル ボード	15年間(*)	1年目:224.0千m ³ →15年目:287.0千m ³ (年増加量 4.5千m ³ (1~15年目) 4.5千m ³ (16年目以降))	224千m ³
ニュージーランド	パーティクルボード	10年間	1年目:65.0千m ³ →10年目:74.9千m ³ (年増加量1.1千m ³)	62千m ³
	針葉樹合板	15年間	1年目:60.0千m ³ →15年目:76.8千m ³ (年増加量1.2千m ³)	47.9千m ³
チリ	針葉樹合板	15年間	1年目:13.0千m ³ →15年目:27.0千m ³ (年増加量1.0千m ³)	2.9千m ³
ベトナム	広葉樹合板、針葉樹 合板、熱帯産木材合 板	15年間	1年目:180.0千m ³ →15年目:362.0千m ³ (年増加量13.0千m ³)	79千m ³

- 輸入量が発動水準に達した場合、自動的に発効前の関税率に引き上げ。
- 本措置は、輸入量が発動水準に達した月の翌々月から当該年度末までの間、発動される。
- * 16年目以降もセーフガードを維持可

丸太輸出管理制度の運用について

TPP 協定の署名に際し、日加両国政府は林産品の貿易に係る交渉について以下のとおり合意

1 委員会の創設

林産品に関する二国間林業委員会を創設

2 同委員会の活動時期及び活動内容

- ① TPP 協定の発効から 5 年を経過した年に、日本政府が措置するセーフガードの必要性について点検。5 年目以降も常設の議題とする。
- ② カナダ連邦政府が 3 により措置する対日丸太輸出申請の自動的な許可について点検。問題が生じた場合には、同委員会で解決を図る。

3 丸太輸出規制の改善

カナダ政府は、関係法令に規定する手続きに則った対日丸太輸出申請は、これを許可する。

(注：これにより丸太調達の適切な競合が図られて加国内の丸太価格が上昇し、我が国に輸出される製材品等の価格の適正化が図られることが期待される)